

上勝小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、上勝小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめの定義

いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）より

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめは、どの学校・学級、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員が示す。いじめ防止のための基本姿勢として次の5つのポイントをあげる。

- ①「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員、児童の人権感覚を高める。
- ②「いじめをしない、させない、許さない（見逃さない）」という雰囲気をつくる。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・地域、関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

3 いじめの防止等に取り組むための校内組織

（1）生徒指導部会

学期に1回全教職員で児童の現状や指導、いじめに関わる情報交換等を行う。

（2）いじめ問題等対策委員会

① 組織の構成

管理職、生徒指導主任、人権教育主事、養護教諭、当該学級担任等により構成する。

但し、小規模校である本校の実態から、全教職員で事案に対応する場合もある。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

② 組織の役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり，報告を受ける。
- いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- 緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

4 教育相談

- (1) 日常生活の中での教職員の声かけ等，児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
(教職員と児童との信頼関係)
- (2) 定期的な教育相談週間を設け，相談体制を整備する。
- (3) 保護者からの相談やいじめに関する連絡が即座にできるよう，日頃から保護者との信頼関係を築く。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校での教育・指導

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底する。
- ②教育活動全体を通じて，人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育，読書活動，様々な関わりをもった体験活動等の推進を図る。
- ③一人一人を大切にしたい楽しい授業，わかる授業を推進し，確かな学力の向上を図るとともに，学習活動での達成感，成就感を味わわせる。
- ④児童が自己有用感を高め，自尊感情を育むことができ，学校・学級の一員としての自覚がもてる教育活動を推進する。
- ⑤教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないように指導のあり方には細心の注意を払う。
- ⑥いじめ問題に関する取組の多様化を図り，児童会活動などにおいて，児童自身の主体的な取組を促すような指導や助言を行う。
- ⑦インターネット，メール等において，他人を誹謗・中傷する情報を発信することは，「いじめ」であり，決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに，情報モラル教育について学校全体で取り組む。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し，保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域社会と連携して，いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに，必要に応じて関係諸機関との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③PTAや地域の関係団体とともに，いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解して，いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進する。
- ④保護者には児童が発する変化のサインに気づいたときは，早急に学校に相談することの大切さを理解してもらう。

6 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

いじめは，早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日頃から児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで

行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。また、すべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

(1) いじめの早期発見に向けて

- ①「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ②「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- ③児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- ④全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（7月、12月、2月）に実施することに加え、日記や連絡帳等の記述から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- ⑤保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

(2) いじめの早期対応に向けて

- ①いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめ問題の解決にあたる。
- ②いじめられている児童を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、傍観者の立場にいる児童にも同じように指導する。
- ③いじめを認知した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ④学校内だけでなく関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。

7 いじめへの対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ②「いじめ問題等対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、いじめを知らせた児童、保護者への支援

- ①いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。（教職員の目が届く体制整備）
- ③いじめられた児童やいじめを知らせた児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ④複数教員による家庭訪問を行う。
- ⑤本人や保護者に必要な情報を適切に提供し、学校の指導方針や今後の対応について話し合う。

- ⑥本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑦スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ②いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にするとともに、今後の関わり方などとともに考え具体的に助言し再発防止に努める。
- ④複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ①いじめを認知した場合は、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ②事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ①恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、学期に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(8) 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対処する。

(9) 取組の評価

- ①いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- ②PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証するとともに、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

8 いじめの防止等の対策のための校内組織体制図

